

日本国外に滞在している学生の皆さんへ

(通知日から直近14日以内に日本に帰国した学生も含む)

【重要】本学に在籍している学生が海外から日本へ帰国する場合の対応について

令和2年3月19日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」及び3月20日の政府の見解を踏まえて、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本学として以下の対応を行います。日本政府の要請より厳しいものもありますが、日本国外滞在中の学生の皆さんへ以下の対応の協力をお願いします。

なお、自宅待機等に伴い授業に出席できない学生に対する対応については、現在検討中です。

対象者	滞在している国	帰国する時期	帰国前後に必要な行動
日本国籍を有する者又は日本への永住が許可されている者	①入管法に基づく入国制限対象国・地域 ※1、2、3	速やかに日本へ戻って来ることが望ましい。	[帰国まで] 空港への出迎えを依頼(出迎えをするのは生活を共にする家族。友人は不可)。出迎えがない場合は空港近隣のホテルを予約する(ホテルの滞在費は学生が負担する)。 [帰国前日] 問診票(1回目)提出※4 [日本到着後] 家族の出迎えで自宅、帰省先等へ移動。出迎えがない場合はホテルへ移動。 [帰国日から14日間] 自宅、帰省先、ホテル等で待機(学生寮は滞在不可)。毎日、自己健康管理票を記入。 [帰国14日目] 問診票(2回目)及び自己健康管理票を提出※4
	②検疫強化対象国・地域 ※2、3		
	①②以外の国・地域 ※3	速やかに日本へ戻って来ることが望ましい。	[帰国前日] 問診票(1回目)提出※4 [帰国日から14日間] 自宅、帰省先等へ移動し待機(寮生は学生生活係に相談すること)。毎日、自己健康管理票を記入。 [帰国14日目] 問診票(2回目)及び自己健康管理票を提出※4
上記以外(外国人留学生等)	①入管法に基づく入国制限対象国・地域 ※1、3	原則として、4月中は日本へ戻らないでください。(戻ってきても入国拒否、又は、公共交通機関等が使えず、自費でホテル等に滞在することとなります。)	・未定のため、帰国日が決まり次第、留学生係へ連絡すること。
	②検疫強化対象国・地域 ※2、3		
	①②以外の国・地域 ※3	速やかに日本へ戻ってくることを望ましい。	[帰国前日] 問診票(1回目)提出※4 [帰国日から14日間] 各自自宅、帰省先へ移動し待機(寮生は学生生活係に相談すること)。毎日、自己健康管理票を記入。 [帰国14日目] 問診票(2回目)及び自己健康管理票を提出※4

- ※1 ①の地域に滞在歴のある外国人は、特段の事情がない限り、入国拒否の対象となります。
- ※2 ①②の地域に滞在歴がある場合、健康状態に異常のない方も含め、検疫所長の指定する場所（自宅など）で入国の次の日から起算して14日間待機し、空港等からの移動も含め公共交通機関を使用しないことが要請されます。
- ※3 ①②の国・地域に該当するかどうかは、次のHPで確認できます。ただし、変更となる可能性があるため、最新の情報を最寄りの日本国大使館に確認してください。

【厚生労働省検疫所】

<https://www.forth.go.jp/news/20200129.html>

- ※4 問診票、自己健康管理票は学生生活係にメールで提出してください。

（注）帰国日から14日以内に発熱（37.5度以上）が4日以上続く場合かつ倦怠感、呼吸器症状がある学生については、他の人との接触を避け、マスクを着用しすみやかに最寄りの「帰国者・接触者相談センター」に電話相談するとともに、「帰国者・接触者相談センター」から紹介された医療機関の受診結果を所属キャンパスの学生生活係に連絡すること。

【帰国者・接触者相談センター】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html

（本件連絡先）一時帰国、旅行の場合：国際・教学支援課留学生係 ks-ryuu@o.kaiyodai.ac.jp
出張の場合：国際・教学支援課国際協力係 ks-koku@o.kaiyodai.ac.jp
問診票・自己健康管理票提出先：学生サービス課学生生活係 g-gaku@o.kaiyodai.ac.jp